

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

富士宮市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 富士宮市農業振興地域

(1) 現況

本地域は富士山の南西麓の急傾斜及び緩傾斜地域に位置し、北部地域で畜産、南部地域でお茶、その他の地域では広く水稻や野菜を主とした農業が行われている。今後とも農業振興を図るためには、農地及び農業用施設の適切な保全管理が必要である。

また、近年では有機農法を取り入れた農業も盛んに行われていることから、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて同項第3号に掲げる事業も併せて推進することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧柚野村・北山村・上井出村・白糸村・芝富村・内房村地域

(1) 現況

旧柚野村は山村振興法・特定農山村法により指定地域となっている急傾斜及び緩傾斜地域で、主に稲作経営が行われている。

旧北山村・上井出村・白糸村・芝富村・内房村地域は静岡県知事特認地域に指定されている急傾斜及び緩傾斜地域で、主に稲作と畑作経営が行われている。

いずれの地域も平場地域と比べて生産条件の格差があることから、これを補正する取組を行う必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
富士宮市農業振興地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
旧柚野村・北山村・上井出村・白糸村・芝富村・内房村地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村法及び山村振興法に該当・・・柚野地区

静岡県知事特認地域に該当・・・・・・・・内房地区、芝富地区、北山地区
白糸地区、上井出地区

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上、勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

田 1/100 以上、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上とする。

(エ) 静岡県知事特認地域については、急傾斜地のみを対象とする。